建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 11 月 25 日

関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成28年10月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　フジコーポレーション株式会社　河内　貴臣　東京都中央区築地６－17－４　国土交通大臣許可（般・特－23）第24223号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年９月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 11 月 25 日

関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成28年10月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヒューセック　遠山　榮一　東京都港区台場２－３－１トレードピアお台場　国土交通大臣許可（般・特－24）第11381号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、電気通信工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 11 月 25 日

関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成28年10月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　立石フィルター株式会社　鈴木　宏之　東京都中央区入船１－９－12　国土交通大臣許可（般－25）第23005号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年10月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 11 月 25 日

関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成28年10月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ジューテック　木野下有司　東京都港区芝大門１－３－２　国土交通大臣許可（般－27）第17123号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年10月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 11 月 25 日

関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成28年10月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ザクテクノサービス　北村　圭一　東京都千代田区永田町２－４－２　国土交通大臣許可（般・特－27）第21209号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに左官工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年10月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 11 月 25 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年11月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社キクテック　新美　政衛　愛知県名古屋市南区加福本通１－26　国土交通大臣許可（特－27）第5377号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年10月６日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 11 月 25 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年11月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社松野組　松野　守男　岐阜県瑞穂市穂積1330番地　国土交通大臣許可（特－27）第26153号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業及び鉄筋工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年10月５日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

無縁墳墓等改葬公告

一般国道196号今治道路工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出ください。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

平成 28 年 11 月 25 日

国土交通省四国地方整備局長　名波　義昭

1　墳墓等所在地　①愛媛県今治市五十嵐字上ノ山乙434番②愛媛県今治市別名字端谷902番③愛媛県今治市別名字端谷923番１④愛媛県今治市別名字端谷923番２⑤愛媛県今治市別名字端谷924番⑥愛媛県今治市別名字寺谷927番４
1　墳墓等の名称　不詳
1　死亡者の本籍及び氏名　①不詳、②「桧垣喜八」、「桧垣伍兵衛」、「桧垣埋右衛門」他不詳、③不詳、④「井出治良平三女」他不詳、⑤不詳、⑥不詳
1　改葬を行おうとする者　愛媛県松山市土居田町797番地２　国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長　横尾　和博